

香川県 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県土木部の所管する工事における ICT 活用工事（舗装工（修繕工））の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ICT 活用工事）

第2条 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））とは、次の①～⑤に示す施工プロセスの全ての段階もしくは一部の段階において、ICT 施工技術を活用する工事である。

① 3次元起工測量

起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、次の1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても ICT 活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT 建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

②で作成した3次元設計データを用いて、次の1)に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。

- 1) 3次元位置を用いた施工管理システム

④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

③による工事の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合は、次の（1）に示す技術により施工管理を実施する。従来型建設機械による施工を選択した場合は、従来手法による施工管理を実施する。

（1）出来形管理

次の1)に示す方法により、出来形管理を行うものとする。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理技術

⑤ 3次元データの納品

①、②、④による3次元データを工事完成図書として電子納品する。

（対象工事及び対象工種）

第3条 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））は、工事工種体系ツリーにおける下記工種において、施工面積が概ね 2,000m²以上の舗装工事を対象とし、工事内容や施工条件等を勘案し、発注者が選定するものとする。

（1）対象工種

- 1) 舗装工

- ・切削オーバーレイ工
- ・路面切削工

(2) 適用対象外

従来施工において、国土交通省が定める舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値（案））を適用しない工事は適用対象外とする。

（発注方式）

第4条 発注は、次の（1）（2）のいずれかで実施し、入札公告等にICT活用工事の対象であることを明示するとともに、特記仕様書（別紙1又は別紙2）を添付することとする。

（1）「発注者指定型（試行）」施工プロセスの一部の段階においてICTの活用を義務付ける工事。（別紙1）

（2）「施工者希望型」受注者の希望によりICTの活用が可能である工事（別紙2）
「その他の工事」

（1）（2）により発注された工事以外においても、受注者が、契約後にICT施工技術の活用を希望する場合、発注者は実施内容について検討し、その適否を判断する。

その結果、適用された場合は、ICT活用工事として設定し、積算等については、施工者希望型と同様の取扱いとする。

（工事費の積算）

第5条 発注者は、次によりICT活用工事の工事費を積算するものとする。

（1）発注者指定型（試行）の工事を発注する場合は、当初発注時は従来施工の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しない。受注者が活用したICT施工技術に応じて、別表1の「ICT活用工事（舗装工）積算要領」に基づき、変更契約時に必要な経費を計上する。

（2）施工者希望型の工事を発注する場合は、当初発注時は従来施工の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しない。契約後に受発注者の協議によりICTを活用した工事を行う場合は、別表1の「ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領」に基づき、変更契約時に必要な経費を計上する。

（3）第2条①の3次元起工測量経費及び②の3次元設計データ作成に要する経費については、受注者に見積りの提出を求め、その内容を精査のうえ、設計変更（共通仮設費に積上げ計上）するものとする。

（4）第2条④の3次元出来形管理等の施工管理及び⑤の3次元データの納品について、施工履歴データを用いた出来形管理の経費の補正は行わない。共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

（ICT活用工事の実施手続）

第6条 受注者はICT活用工事を実施する場合、次の（1）（2）により発注者と協議を行うものとする。

（1）「発注者指定型（試行）」の場合

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、別添「ICT活用工事計画書」（様式1）を作成後、ICT活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者はICT活用工事との適合を確認するものとする。ただし、受注者は、次の1）～

3) から活用する ICT 施工技術を選択し、選択した ICT 施工技術は必ず実施しなければならない。

1) ICT 建設機械による施工は実施すること。

2) 3次元出来形管理等の施工管理（施工履歴データを用いた出来形管理技術）は実施すること。

3) 3次元設計データ作成を受注者自らが実施（内製化）し、3次元データの納品をすること。

(2) 「施工者希望型」の場合

受注者は、ICT の活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに、別添「ICT 活用工事計画書」（様式 1）を作成後、ICT 活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者が認めた場合に ICT 活用工事を行うことが出来るものとする。

ただし、一部の段階において ICT 施工技術を活用する場合は、次の 1) ～ 3) から選択して、ICT 活用工事を行うものとする。

1) ICT 建設機械による施工（施工管理システム）は実施すること。

2) 3次元出来形管理等の施工管理（施工履歴データを用いた出来形管理技術）は実施すること。

3) 3次元設計データ作成を受注者自らが実施（内製化）し、3次元データの納品をすること。

(監督・検査)

第 7 条 ICT 活用工事を実施する場合の施工管理、監督及び検査については、別表 1 に示す基準等を準用するものとする。

なお、工事監督員及び工事検査員は、第 3 条に示す工種について、原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めないものとする。

(工事成績評定)

第 8 条 工事成績評定の対象とする工事において、工事監督員は、ICT 活用工事を実施した場合は、第 6 条による ICT 施工技術の活用状況に応じて、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。ただし、「発注者指定型（試行）」で発注された工事において、受注者の責により、ICT 活用工事が実施されない場合は、工事成績評定の施工状況の項目で減点を行う。

(その他)

第 9 条 この要領に記載のない事項については、工事監督員と協議するものとする。

附 則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日改訂)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日改訂)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日改訂)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 準用する基準等

番号	基準名称
1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
2	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
3	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
4	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
5	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
6	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
7	土木工事施工管理基準及び規格値（案）－国土交通省
8	写真管理基準（案）
9	ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領